契約者貸付利率減免適用期間終了のお知らせ

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さま、またその関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域のご契約者の方々を対象として、平成30年9月6日から平成30年11月30日までの間に契約者貸付をご利用された場合の貸付利率を、年0.00%に減免する特別取扱を行っております。

この減免利率適用期間は、平成31年3月31日をもって終了し、平成31年4月1日以降は減免利率適用前の契約者貸付利率で計算いたしますので、ご了承ください。

<契約者貸付(新規貸付)利率の減免の概要>

対象契約者	災害救助法が適用となる地域(*)のご契約者
	*「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震」
	に係る災害救助法の適用地域
貸付上限	解約返戻金の一定割合以内
利率	年0.00%
	(減免利率適用前の契約者貸付利率は契約日によって定まっ
	ておりますので、詳細は <u>「積立利率等・約款貸付の利率のお</u>
	<u>知らせ」</u> をご確認ください)
受付期間	平成30年11月30日まで(受付終了)
上記利率適用期間	平成31年3月31日まで

※次の保険種類を除きます。

- ・予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)
- ・定額払済保険または定額払済年金保険への変更もしくは年金支払開始日の繰下げを行ってい ない最低保証付変額保険
- ・払済保険、延長保険または自動延長保険への変更を行っていない変額保険(終身型)および 変額保険(有期型)